

人材紹介に関する基本契約書

(以下「甲」という)と、株式会社カラフルカンパニー(以下「乙」という)とは、下記のとおり有料職業紹介サービスに関するコンサルティング契約を締結する。

第1条(目的)

甲は、社員採用に関して、乙に有料職業紹介サービス及び採用に関するコンサルティングを委託し、乙はこれを受託する。

第2条(機密保持)

甲及び乙は、本契約履行により相手方から開示を受ける機密情報ならびに個人情報を第三者に漏洩してはならない。

第3条(機密情報の取扱い)

本契約における機密情報とは、本契約に関連して、一方当事者が相手方より口頭、書面その他の記録媒体等により提供、開示されたまたは知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織そのほかに関する全ての情報を意味する。ただし、以下のものは機密情報から除外する。

- (1) 相手方から提供、開示されたときに、既に一般に公知となっていた、または既に知得していたもの、
 - (2) 相手方から提供、開示された後、自己の責に帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、
 - (3) 提供、開示の権限がある第三者から機密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、
 - (4) 機密情報によることなく単独で開発したもの、
 - (5) 相手方から機密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、機密情報から除外する。
2. 甲および乙は、機密情報を本契約の目的のみに利用する。
 3. 甲および乙は、前項の定めに関わらず、法令、裁判所または政府機関の命令、要請に基づき、相手方の機密情報を開示することができる。ただし、当該命令、要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。
 4. 甲および乙は、本契約の終了時または相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく相手方の指示に従い、機密情報ならびに機密情報を記載または包含した書面、その他の記録媒体およびその全ての複製物を返却または廃棄する。

第4条(個人情報の取扱い)

本契約における個人情報とは、本契約を履行する目的で甲または乙が取得する情報のうち、氏名、住所、電話番号等の、特定の個人を識別できる情報をいう。

2. 甲および乙は、本契約遂行のために利用する個人情報について「個人情報の保護に関する法律」に従い取り扱うものとし、必要に応じて関係省庁が定めるガイドラインの内容に従うものとする。
3. 甲および乙は、自己が保有する個人情報を相手方に開示する場合、事前に当該個人情報の提供者に対して許諾を得るものとする。

第5条(手数料)

乙が実施した有料職業紹介サービス及び採用に関するコンサルティングの対価(以下「コンサルティング等料金」という)として、乙が甲に紹介した人材(以下「候補者」という)が甲に採用された場合、甲は下記に規定する計算式により算出された理論年収の35%(消費税は別途加算)を乙に支払うものとする。支払期日は候補者入社月末締めの上月末日とする。

理論年収: 候補者が入社し初年度発生する想定年収

※理論年収 = 「月額固定給×12ヶ月 + 賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数」

※月額固定給 = 「基本給 + 家族手当 + 住宅手当 + 役職手当 + その他諸手当」

※その他諸手当 = 通勤手当、時間外・休日・深夜労働手当は含まず。

※年俸制を採用する場合は、年俸額を理論年収とする。

※1年未満の有期雇用契約の場合は、契約期間を1年間とみなし換算した額を理論年収とする。

第6条(返金規定)

候補者が、甲への入社日から起算して30日以内に本人の一身上の都合、または本人の責を理由とする解雇(整理解雇または甲の一方的理由による解雇は除く)により退職した場合は、乙は第5条により支払われたコンサルティング等料金の80%を甲に返金するものとする。返金方法については別途協議の上、決定する。

2. 候補者が、甲への入社日から起算して90日以内に本人の一身上の都合、または本人の責を理由とする解雇(整理解雇または甲の一方的理由による解雇は除く)により退職した場合は、乙は第5条により支払われたコンサルティング等料金の50%を甲に返金するものとする。返金方法については別途協議の上、決定する。

第7条(免責事項)

乙の紹介斡旋した候補者が、甲へ入社後に生じたトラブルや事故については、甲と当該候補者との間で解決するものとする。

第8条(反社会的勢力との絶縁の保証)

甲及び乙は、相手方に対し、現在および将来において次の各号に定める事項について表明し、保証する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動・政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に該当しないこと
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していないこと
- (3) 反社会的勢力に属する者、およびそれらと社会的に非難されるべき関係を有する者を役員等に選任していないこと
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていないこと
- (5) 反社会的勢力から、名目の如何を問わず資本・資金を導入し、資本・資金上の関係の構築を行っていないこと
- (6) 自らまたは反社会的勢力を利用して、相手方に対し詐欺、脅迫的または暴力的な言動、法的な責任を超え

た不当な要求およびその他の違法行為をしないこと

2. 甲及び乙は、相手方が前項の事実と反すると合理的に判断したときは、本契約を解除することができるものとし、本契約を解除したことにより、相手方に損害が生じてもこれを賠償ないし補償することを要しない。また解除したことにより自身に損害が生じた場合は、相手方はその損害を賠償するものとする。

第9条(契約の期間、解約、解除)

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも契約終了の意思表示がない限り、引き続き1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2. 甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合や本契約を継続し難いと認められる事由が相手方に生じた場合には、本契約期間中においても、事前に相手方にその旨通知することにより、本契約を解除することができる。

第10条(協議事項)

本契約に定めのない事項に関しては、必要に応じて甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

第11条(合意管轄)

本契約、覚書に関連して生ずる権利義務に関する紛争については、金沢地方裁判所または金沢簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

(甲)

(乙)

〒921-8002

石川県金沢市玉鉾3-29

株式会社カラフルカンパニー

代表取締役社長 中井義貴